

発酵不適物でも例外的に「燃えるごみ」として扱う品目があります

発酵不適物に該当するものであっても住民生活に大きな影響を及ぼすと思われる左記の品目については、従来どおり「燃えるごみ」として扱うことができます。

なお、分別品目については、今後も検討を重ねていく予定です。

従来どおり「燃えるごみ」として対応する物の例
オムツなどの生理用品
アルミホイル
生ごみをまとめるための袋など (例：排水口用のネット)
乾燥剤・カイロ・保冷剤
貝殻類

Q & A

皆さまからいただいたご質問をご紹介します。



Q1 切断した衣類・布類はなぜ出せないのですか？

A1 衣類・布類は発酵不適物となります。切断せずに資源回収(衣類)で分別にご協力をお願いします。

Q2 灰は燃えるごみで良いのですか？

A2 少量の灰(たばこの吸い殻など)であれば燃えるごみとして出すことができます。必ず水で湿らせた状態で出してください。

なお、大量の灰は搬入禁止物となります。

Q3 ごみを直接搬入する場合は、どこに搬入するのですか？

A3 従来どおり小川地区衛生組合への搬入となります。

Q4 廃油は燃えるごみとして出して良いのですか？

A4 食品以外の油は搬入禁止物となります。

A4 これは、従来と同様の扱いです。処理方法については、購入先等に確認し、適切な処理をお願いします。

Q5 ペットのトイレ用の砂は、燃えるごみとして扱うことができますか？

A5 燃えるごみとして出すことができます。

Q6 下着類は、燃えるごみとして出せないのですか？

A6 原則は「衣類」で出すこととなります。

※他人に見られたくない場合などは「燃えるごみ」として出すことも可能です。

Q7 食べられなくなった食品はどうやって捨てれば良いのですか？

A7 食品を包装しているプラスチック(資源プラスチック)と食べられなくなった食品(生ごみ)の分別をお願いします。

※「食品ロス」削減のため期限切れや買はずぎに注意しましょう。

Q8 今までの指定袋は使用できますか？

A8 処理の過程で取り除くことができるので、今までどおり使用できます。

Q9 マスクは燃えるごみで良いのですか？

A9 燃えるごみとして出すことができます。

この他、分別について確認したい場合は、お問合せください。

また、処理施設の故障の原因になるなどの理由から混入を禁止する品目もあります。詳細については、広報11月号やホームページをご確認ください。

本事業は、環境への配慮および既存焼却施設の改修を行うよりも安価という試算を踏まえ実施するものです。村民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

問合せ

保健衛生課 ☎ 82-1777

次ページに一般家庭の直接持込ごみの搬入一時停止について掲載しておりますのでご確認ください。